◆小泉勝委員 よろしくお願いいたします。今日は冒頭に御説明いただきました、そして先ほど来質問も出ているところでありますが、第四次・新潟県建設産業活性化プランに関連して質問をさせていただきたいと思います。

まず、このプラン案の概要版の真ん中にも書いてありますが、主な取組内容の中でも太文字でしっかり明記されておりますけれども、週休2日制の導入というところについてお伺いをさせていただきたいと思います。ここでは、原則、全ての土木部発注工事を対象にという記載もありますけれども、昨今、若い人はお金よりもお休みのほうを欲しがるというようなお話も伺っているところであります。県発注の工事に限らず、本来、業界全体で取り組んでいかなければ若者の就業定着につながらないのだろうと思っておりますけれども、こうした取組について、県としてどのような形で取り組んでいかれるおつもりなのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

- ◎坂西和也技術管理課長 週休2日制の取組についてでございますが、委員御指摘のとおり、若者の就業定着には週休2日制の導入が重要であると考えております。土木部では、建設業界の処遇改善を目的に、平成29年1月から週休2日取得モデル工事の試行を行っております。昨年7月からは、当初発注時から補正予算による必要経費の計上を実施することで、受注者が実行予算に適切に経費を反映できるよう行っているところでございます。現在、発注者指定型の新規導入と受注者希望型の範囲拡大を検討しているところでございます。発注者指定型の新規導入では、発注者サイドの意向が反映され、より実効性が高まるものと期待しております。また、受注者希望型の範囲拡大では、少額でも選択できるようになるとともに、週休2日取得モデル工事で発注していなくても、受注者が週休2日を実施できると考えた場合、受発注者協議によりまして、受注者希望型を選択できるようになり、今まで以上に週休2日制が進むものと期待しております。
- ◆小泉勝委員 少し似たような観点かもしれませんが、建設業界は人材不足だということで、非常に大きな課題ということであります。現在、建設業界でも生産性の向上ということでもありまして、ICTの導入が進んでいるのかなというふうに認識をしておりますが、現場だけではなく、社内でもそうなのでしょうけれども、女性の就業ということの観点におきまして、そうした女性が活躍できるような環境の整備というものが必要なのだろうと思っております。県として、建設業界への女性の就業に対しての支援ということについて、どのように取り組んでいるのか、お伺いをさせていただきたいと思います。
- ◎星丈志副部長(土木部) 建設業への女性の就業支援の取組についてでありますけれども、 県内建設業における女性就業者の割合は全産業に比べまして著しく低い状況にあります。

平成 27 年の国勢調査によりますと、建設業は 14.6 パーセントに対しまして全産業が 44.6 パーセントということで大きな開きがあると。これがゆえに、各建設企業において女性にやさしい職場環境や休暇取得制度などの労働環境の改善が進まなかった一因でもあるというふうに考えております。県では、こうした観点から、これまで活性化プランに基づきまして、建設関係団体への各種支援を通して労働環境の改善を進めてきたということであります。

具体的には、本会議でもありましたけれども、新潟県建設産業マンパワーアップ総合支援事業を通じました、若者、女性に対するリクルート活動やキャリアアップの取組への支援ということが一つあります。あとは、促すということで、入札参加資格や総合評価落札方式におけるハッピー・パートナー企業、女性技術者の雇用ですとか休暇取得の整備など、女性活躍推進に取り組む企業をハッピー・パートナー企業といいますけれども、そこへの加点を行ったり、県発注工事を通しまして、例えば、快適トイレの設置など、女性が働きやすい職場環境モデルの推進などに取り組んできたところであります。

県といたしましては、女性にもやさしい労働環境の整備を進めることが、ひいては建設産業全体の改善につながるものと考えております。第四次・新潟県建設産業活性化プランに基づきまして、これまで以上に週休2日制の普及や、社内も含めたICT、デジタル化など、職場環境の改善、それから女性活躍に向けた取組を支援しまして、将来の担い手確保に取り組んでまいりたいと考えております。

◆小泉勝委員 ありがとうございます。御丁寧な説明を頂きました。どちらも二つの質問、 県発注あるいは入札参加を通じてということになるわけでありますけれども、これが建設 業界といっても管工事があったり電気工事があったり、さまざまな業種、業態があるのだろ うと思っておりますが、これを契機にしまして、下請け、孫請けまで業界全体に広がってい くことを期待させていただきたいと思います。

続きまして、長期優良住宅の件でお伺いをさせていただきたいと思います。新潟県は2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすると、目標にするということを表明したわけでありまして、対策を急ぐ必要があるのかと思っております。長期優良住宅制度は、御案内のとおりに平成21年に創設された制度でありまして、環境への負荷の低減を図るうえで有効であり、また、新潟県は健康立県を目指す県ということでありますので、ヒートショックの予防、防止にも効果的なのだろうと思っております。国で既存住宅のリフォームに1戸当たり最大200万円を補助していると伺っているところでありますけれども、県として、この長期優良住宅について、今後どのように取り組んでいくお考えなのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

◎齋藤紀良建築住宅課長 長期優良住宅の今後の取組についてでありますが、長期優良住宅には、現在、住宅の新築時の認定と既存住宅の増改築時の認定の二つの制度がありまして、国土交通省の長期優良住宅制度のあり方に関する検討会の報告において、既存住宅の認定

制度について、認知度が低いことが課題の一つとして挙げられております。今後は、住宅ローン減税などの支援措置の周知とともに、現在の増改築時の既存住宅の認定制度を対象に、戸当たり最大 200 万円を補助する長期優良住宅化リフォーム推進事業や、新たに制度化される増改築を伴わない既存住宅の長期優良住宅維持保全計画の認定制度等について、県民や建築関係団体に積極的に情報提供を行うことなどによりまして、環境負荷の低減効果がある長期優良住宅の一層の普及に取り組んでまいりたいと考えております。

◆小泉勝委員 ありがとうございます。この長期優良住宅の制度を適用させるには、申請も非常に複雑で、なかなかハードルが高いようにも伺っておりますし、また、零細の工務店では対応し切れないというようなことも伺っているわけであります。令和3年度、県民生活・環境部のほうでしょうか、省エネ住宅ですとかといったことのPRとかをしていくのだというようなお話も伺っております。ぜひ、またこうした取組を一緒になって広めていただければというふうに思っております。

続きまして、今回の当初予算案の中で、命綱固定アンカー設置の支援ということで挙がっておりましたけれども、これは一般質問でも出ておりましたが、今冬の豪雪災害で、屋根の雪下ろしで死傷者事故が発生したということであります。今回の助成対象が特別豪雪地帯ということでくくってありますけれども、実は、私の住んでいる見附市は特別がつかない豪雪地帯でありまして、ただ、長岡市栃尾ですとか三条市下田までは特別豪雪地帯になるわけです。栃尾寄りの見附市のかたがたからは、うちも相当降るのだというお声を頂いております。特別豪雪地帯の線に沿って雪が降るわけはありませんから、何というのでしょうか、少し不公平感を訴えられてくるわけでありまして、特別豪雪の地域を拡大できないものかという話を非常に多く頂いているわけであります。

それで、雪下ろしをするかしないかがキーワードでありまして、特別豪雪地帯においても 屋根の形状ですとかさまざまな諸条件で雪下ろしをしなくてもいい住宅もあるわけであり ます。一方で、見附市のようなところでもがっつりと、今年は2回も3回も屋根に上がりま したというようなところもあるわけであります。そうしたことで考えると、屋根からの転落 事故を防止をしたいということで制度設計されているのであれば、屋根の雪下ろしが必要 なところには等しく対象にするべきなのではないかと考えておりまして、その点について、 県の認識をお伺いさせていただきたいと思います。

◎齋藤紀良建築住宅課長 命綱固定アンカーの設置費用の支援対象についてありますが、 命綱固定アンカーの設置につきましては、今冬の豪雪状況などを踏まえると、転落事故が多 く発生している特別豪雪地帯を対象に、自力による屋根雪下ろしが困難と想定される高齢 者等の要援護世帯に支援することが事故発生の抑制効果が最も期待されるものと認識して おります。このため、豪雪地帯への設置費用の支援には新年度当初予算案に計上中の特別豪 雪地帯を対象とした制度の利用実績や転落事故の発生状況などについて、まずは見極めて いくことが必要と考えております。

◆小泉勝委員 ありがとうございます。全くそのとおりなのだろうというふうに思いますが、繰り返しになりますけれども、特別豪雪地帯でも屋根に1回しか上がらない家もあれば、そうでない地域でも屋根に3回上がった地域もあるはずでありまして、ぜひ、検証していただいて、前向きに御検討いただきたいと思っております。

それで、ここで多分、所管外になるのだろうと思いますので、答弁を求めるものではないですが、このような話も頂いております。ある集落で集会所の屋根の雪下ろしを、集落の人間でやっていると。ただ、昨今、そういう機具がないと集落の者、町内の者、だれに頼んでも上がってくれないというようなお話も頂いております。この制度については、一般家庭住宅ということの制度でありますし、先ほど言われた高齢者のみの世帯とか要支援の住宅ということになりますので、少し話が違うのかもしれませんけれども、そうした集会所とかといったところでも非常にニーズのあることでありますので、ぜひ、前向きにと。今の話は別として、先ほどの一般住宅への支援について、特別豪雪地帯という範囲の拡充、拡大ということをお願いをして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。